

企業会計基準等の改訂への対応

資料1-1

★基本的な対応方針（案）

- ✓ 国立大学法人における取扱いを検討するに当たっては、独立行政法人での検討結果（状況）を踏まえて、国立大学法人における対応を検討することとする。

基準等名称	概要	企業会計における適用時期	独法の対応	国大の対応（案）
企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」	「会計上の見積り」のうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目について、財務諸表計上額及びその算出情報等を財務諸表に注記する。	2021年（令和3年）3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用	・独法会計基準の改訂に係るパブリックコメントが令和3年8月12日に締め切られ、最終調整中。 ・ <u>令和3年度決算からの適用を予定。</u>	・独立行政法人の検討内容を踏まえて国大会計基準に反映。 ・ <u>令和3年度決算からの適用を予定。</u>
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」	「収益認識」に関する包括的な会計基準 <u>（主な影響：収益の計上時期、計上額、消費税等）</u>	2021年（令和3年）4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用	・独法会計基準の改訂に係るパブリックコメントが令和3年8月12日に締め切られ、最終調整中。 ・ <u>令和5年度からの適用を予定。</u>	・独立行政法人の検討内容を踏まえて国大会計基準に反映。 ・ <u>令和5年度からの適用を予定。</u>
企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」	・時価をどのように算定すべきかを定めた会計基準 ・金融商品に係る注記事項が追加（「金融商品の時価のレベルごとの内訳当に関する事項」）	2021年（令和3年）4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用	・独法会計基準の改訂に係るパブリックコメントが令和3年8月12日に締め切られ、最終調整中。 ・ <u>令和4年度からの適用を予定。</u>	・独立行政法人の検討内容を踏まえて国大会計基準に反映。 ・ <u>令和4年度からの適用を予定。</u>
監査基準	「国立大学法人等業務実施コスト計算書」の廃止など、形式的な改訂（令和4年度から適用）。		—	左記の通り。
その他	純資産変動計算書の新設に合わせ、附属明細書「資本金及び資本剰余金の明細」等のあり方を検討		<u>資本金の明細、積立金及びその取崩しの明細を廃止。</u>	情報の重複を避けるため、 <u>一部の附属明細を廃止すること</u> も考えられるか。